

平成27年第4回伊佐市議会定例会

提案理由説明

○ 説明順

- 1 報告第6号～報告第12号（降壇）
- 2 議案第81号～議案第98号（降壇）

平成27年11月26日提出

伊佐市長

平成27年第4回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告第6号から第12号までの「専決処分の報告について」について説明申し上げます。

これら7件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決事項に指定された1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関し専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

7件に共通する事故の概要は、本年8月25日に上陸しました台風15号の強風により、市が管理する建物等が損壊飛来などし、市民の所有する自家用車を損壊したものであります。

報告第6号につきましては、忠元公園の桜の木が倒れたことにより、隣接アパートの駐車場に駐車していた車両を損壊したもので、損害賠償の額及び和解の内容といたしましては、事故の過失割合は、市を50パーセントとし、市は相手方に10万3,275円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

次に、報告第7号につきましては、西水流団地の倉庫の屋根が破損飛来したことにより、駐車していた車両を損壊したもので、損害賠償の額及び和解の内容といたしましては、事故の過失割合は、市を50パーセントとし、市は相手方に3万6,180円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

次に、報告第8号につきましては、伊佐市消防団第5分団山野自動車班詰所のシャッター及び瓦が破損飛来した

ことにより、駐車していた車両を損壊したもので、損害賠償の額及び和解の内容といたしましては、事故の過失割合は、市を50パーセントとし、市は相手方に10万8,124円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

次に、報告第9号につきましては、忠元公園の桜の木が倒れたことにより、隣接アパートの駐車場に駐車していた車両を損壊したもので、損害賠償の額及び和解の内容といたしましては、事故の過失割合は、市を50パーセントとし、市は相手方に6万4,530円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

次に、報告第10号につきましても、報告第9号と同様に桜の木が倒れたことにより、車両を損壊したもので、損害賠償の額及び和解の内容といたしましては、事故の過失割合は、市を50パーセントとし、市は相手方に7万4,500円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

次に、報告第11号につきましては、西水流団地の倉庫の屋根が破損飛来したことにより、駐車していた車両を損壊したもので、損害賠償の額及び和解の内容といたしましては、事故の過失割合は、市を50パーセントとし、市は相手方に1万8,900円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

次に、報告第12号につきましても、西水流団地の倉庫の

屋根が破損飛来したことにより、車両を損壊したもので、損害賠償の額及び和解の内容といたしましては、事故の過失割合は、市を50パーセントとし、市は相手方に17万6,701円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

以上で報告7件の報告を終わります。

————— 降 壇 —————

議案第81号「鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合同規約の一部変更」について説明申し上げます。

本件につきましては、同組合が共同処理する「常勤の職員の退職手当の支給に関する事務」に係る組合市町村に、垂水市を、「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務」に係る組合市町村に、伊佐北始良火葬場管理組合を加えることに伴い、同組合同規約を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第82号『平成27年度伊佐市一般会計補正予算（第7号）』について説明申し上げます。

今回の補正の主な内容について、歳出から順次説明申し上げます。

議会費につきましては、共済費に減額の措置を講じ、総務費につきましては、共済費に減額の措置を講じ、併せて県議会議員選挙及び農業委員選挙に係る経費に減額の措置を講じたほか、総合交流拠点施設の工事に追加の措置を講じております。

民生費につきましては、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金に減額の措置を講じたほか、私立保育所運営支援に係る経費に追加の措置を講じ、衛生費につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金のほか汚泥再生処理センター施設整備に要する経費に減額の措置を講じております。

労働費につきましては、地域人づくり事業に係る経費に

減額の措置を講じ、農林水産業費につきましては、農地中間管理機構の機構集積協力金に追加の措置を講じております。

商工費につきましては、木造住宅整備促進に係る経費に追加の措置を講じ、土木費につきましては、小水流団地建替に要する経費に追加の措置を講じております。

消防費につきましては、共済費に減額の措置を講じ、教育費につきましては、大口中央中学校の敷地南側法面改修及び菱刈中学校の備品購入に要する経費に追加の措置を講じ、災害復旧費につきましては、共済費に減額の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしました但、これらの財源につきましては、国庫支出金、県支出金、財産収入及び諸収入をもって充当し、繰入金及び市債については減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,789万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億8,009万6千円とするものであります。

このほか、継続費において、汚泥再生処理センター施設整備事業の総額及び年割額に変更の措置を講じ、債務負担行為において、一般廃棄物最終処分場維持管理事業、衛生センター管理事業及び大口いきがい交流センター運営事業を追加する措置を講じ、地方債において、過疎対策事業及び公営住宅建設事業に限度額の変更の措置を講じております。

次に、議案第83号『平成27年度伊佐市国民健康保険事業

特別会計補正予算(第3号)』について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において共済費に減額の措置を講じ、償還金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ207万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億1,866万7千円とするものであります。

次に、議案第84号『平成27年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)』について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において共済費に減額の措置を講じ、高齢者生活支援サービスに要する経費に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ210万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,241万2千円とするものであります。

次に、議案第85号『平成27年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)』について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において共済費に減額の措置を講じ、保険料還付金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,653万8千円とするものであります。

次に、議案第86号『平成27年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)』について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において共済費に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,606万7千円とするものであります。

次に、議案第87号『平成27年度伊佐市水道事業会計補正予算（第2号）』について、説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」に増額の措置を講じ、収益的支出の総額を3億6,658万6千円とし、「資本的収入及び支出」に減額の措置を講じ、資本的支出の総額を4億1,336万6千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,436万6千円は、減債積立金と過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

そのほか「議会の議決を経なければ流用することができない経費」についても変更の措置を講じております。

次に、議案第88号『伊佐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例』の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号の独自利用等に関し必要な事項を規定するため、本条例を定めるものであります。

次に、議案第89号『伊佐市空家等の適正管理に関する条例』の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、安全で安心なまちづくりの推進と良好な生活環境の保全を図るため、本条例を定めるものであります。

次に、議案第90号『伊佐市総合交流拠点施設の設置及び管理に関する条例』の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、旧大口南中学校施設を、子育て支援、世代間及び地域間交流並びに地域産業の活性化を推進するための施設として利用するため、本条例を定めるものであります。

次に、議案第91号『伊佐市税条例等の一部を改正する条例』の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法の一部改正に伴い、換価の猶予制度を新設するほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第92号『伊佐市災害被害者に対する市税の減免に関する条例及び伊佐市介護保険条例の一部を改正する条例』の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、申請書の記載事項に個人番号等を追加する改正を行うものであります。

次に、議案第93号『伊佐市大口心身障害者等福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例』の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市障害児学童保育事業実施要綱の全部改正に伴い、引用する要綱の題名について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第94号『伊佐市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例』の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、職業能力開発促進法の一部改正に伴い、引用する条項について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第95号『伊佐市農業委員会委員定数に関する条例の一部を改正する等の条例』の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の定数を変更し、農地利用最適化推進委員の定数を新たに規定するほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第96号『伊佐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例』の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第97号『大口いきがい交流センターの指定管理者の指定』について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項ただし書の規

定により、「施設の性格、規模、機能等により公募に適さないと認める場合」に該当するものとして、現在の指定管理者である伊佐市社会福祉協議会に指定の申請を求め、伊佐市公の施設指定管理者選定審議会において審査を行ったところであります。この結果、伊佐市社会福祉協議会を指定管理者として指定し、指定期間を平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間としたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 98 号『教育委員会委員の任命』について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、教育委員会委員であります川原(かわはら)惟昭(これあき)氏の任期が本年 12 月 11 日をもって満了となりますが、引き続き川原氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案 18 件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

— 降 壇 —